

3 - 1 用途区分通達 4 - 1 - 3 (1) の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
粉粒体運搬車	<p>粉粒体物品を専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉粒体物品（バラセメント、フライアッシュ、飼料、カーボンブラック等）を収納する密閉された物品積載設備を有すること。 2 1 の物品積載設備には、粉粒体物品を積み込むための適当な大きさの投入口を有し、かつ、粉粒体物品を排出するための適当な大きさの排出口を有すること。 3 排出するためのポンプ等を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 <p>ただし、自然落下により粉粒体物品を排出する構造又は粉粒体物品を排出するための動力を外部から供給を受けて行う構造のものにあつては、この限りでない。</p>	<p>・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第8号、第159条第2項第8号又は第237条第2項第8号参照</p>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
タンク車	<p>危険物、高圧ガス、食料品等の液状の物品（以下「液体等」という。）を専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 密閉されたタンク状の物品積載設備を有すること。 2 1の物品積載設備には、液体等を積み込むための適当な大きさの投入口を有し、かつ、液体等を排出するための適当な大きさの排出口を有すること。 3 排出するためのポンプ等を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 <p>ただし、自然落下方式により液体等を排出する構造又は液体等を排出するための動力を外部から供給を受ける構造のものにあっては、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、5号又は6号、第159条第2項第4号、5号又は6号若しくは第237条第2項第4号、5号又は6号参照 ・タンク状の物品積載設備に積載した物品を自らの燃料として使用するものその他当該自動車の運行に当たり使用するものは、タンク車として取り扱わないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
現金輸送車	<p>現金、証券等を専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4 - 1 (3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大量の現金、証券等を収納でき、かつ、客室（客室がない場合は運転者席）と隔壁により区分された施錠することができる物品積載設備を有すること。 2 防犯用の警報装置を有すること。 3 1の物品積載設備の側面又は後面には、現金、証券等を積卸するための適当な大きさの開口部を有する積卸口を有すること。なお、乗員の乗降のための扉は、この場合の積卸口には該当しないものとする。 	<p>・南京錠等の簡易な鍵等は、1の施錠することができる設備に該当しないものとする。</p>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
アスファルト運搬車	<p>アスファルト溶液を専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 密閉されたタンク状の物品積載設備を有すること。 2 1の物品積載設備には、アスファルト溶液を積み込むための適当な大きさの投入口を有し、かつ、アスファルト溶液を排出するための適当な大きさの排出口を有すること。 3 排出するためのポンプ等を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 <p>ただし、自然落下方式によりアスファルト溶液を排出する構造又はアスファルト溶液を排出するための動力を外部から供給を受ける構造のものにあつては、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
コンクリートミキサー車	<p>ミキシング（混練）又はアジテータ（攪拌）を必要とする積載物品をドラム内で混練又は攪拌しながら専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ミキシング又はアジテータを必要とする積載物品を収納するドラムを有すること。 2 1のドラムは、ミキシング又はアジテータができるものであり、かつ、積載物品を積み込むための適当な大きさの投入口を有すること。 3 ミキサー又はアジテータは、当該自動車が有する動力源により作動させることができるものであること。 4 ドライ方式ミキサーにあっては、ドラムに水を注入するための適当な容量を有する水タンク及び注水装置を有すること。 5 ドラム内の積載物品は、当該自動車が有する動力源により排出させることができるものであること。 6 セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするものにあつては、最大積載容積及び積載物品名を車体の後面の見やすい位置に表示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第7号、第159条第2項第7号又は第237条第2項第7号参照 ・洗浄用の水タンクを有する場合には、当該水タンクの水は積載量として算定するものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
冷蔵冷凍車	<p>輸送する食料品等の品質保持等のため、物品積載設備の内部を低温に保って専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4 - 1 (3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食料品等を収納する物品積載設備を有し、かつ、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 2 1の物品積載設備には、外気温に関わらず食料品等を冷蔵又は冷凍できる冷蔵冷凍装置を有すること。 3 物品積載設備内の水が、走行等による揺動により漏洩、飛散することを有効に防止することができる構造を有すること。 4 冷蔵冷凍装置は、自動車に備えた動力源により作動させることができるか、又は自動車に備えた冷媒液等により作動させることができるものであること。 5 物品積載設備には、適当な大きさの開口部を有する積卸口を有すること。なお、乗員の乗降のための扉は、この場合の積卸口には該当しないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷媒液等の重量は、車両重量に含めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
活魚運搬車	<p>魚介類を生きたまま専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 魚介類が生存するに十分な海水等を貯蔵することができる物品積載設備を有し、かつ、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 2 1の物品積載設備に酸素等を供給することができる装置を有すること。 3 物品積載設備内の海水、泡等が、走行等による揺動により漏洩、飛散することを有効に防止することができる構造を有すること。 4 物品積載設備には、適当な大きさの開口部を有する積卸口を有し、かつ、海水等を排出するための排出口を有すること。 5 海水等を排出するためのポンプを有する場合には、当該ポンプを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 6 密閉されていない物品積載設備にあつては、積載できる最大水位（最大積載量を算定する際の容器の上限）を示す線等を物品積載設備の側面又は後面に明確に表示してあること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉された容器の最大積載量の算定は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号を準用する。 ・酸素等を供給する装置は、車両重量に含めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
保温車	<p>輸送する食料品等の品質保持等のため、物品積載設備の内部の温度を一定に保って専用に輸送する冷蔵冷凍車以外の自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4 - 1 (3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食料品等を収納する物品積載設備を有し、かつ、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 2 1の物品積載設備は、外気温に関わらず食料品等を一定の温度に保つことができる保温装置を有すること。 3 物品積載設備内の水が、走行等による揺動により漏洩、飛散することを有効に防止することができる構造を有すること。 4 保温装置は、自動車に備えた動力源により作動させることができるものであること。 5 物品積載設備には、適当な大きさの開口部を有する積卸口を有すること。 	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
販売車	<p>移動先において、商品を販売又は展示するために使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 商品を販売するために使用する自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。</p> <p>(1) 商品を陳列する棚又はショーケース等販売商品を搭載する物品積載設備（以下「ショーケース等」という。）を有すること。</p> <p>(2) (1)のショーケース等は、積載物品が走行中の振動等により移動することがないように、仕切り等を有すること。</p> <p>(3) (1)のショーケース等は、適当な明るさの照明灯を有すること。</p> <p>(4) ショーケース等には、適当な大きさの開口部を有する積卸口を有すること。</p> <p>(5) 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外のみから直接利用できる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（ショーケース等の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>2 商品を展示するための設備を有する自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。</p> <p>(1) 商品を展示する棚等商品を展示するための物品積載設備（以下「展示設備」という。）を有すること。 なお、自動車の車体の外表面は、この場合の展示設備には当たらないものとする。</p> <p>(2) 1(2)から(5)の要件を満足すること。この場合において、「ショーケース等」は「展示設備」と読み替えるものとする。</p>	<p>・ 1(1)及び2(1)の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。</p>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
散水車	<p>散水作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 散水作業に用いる水を収納する密閉されたタンク状の物品積載設備を有すること。 2 1の物品積載設備には、水を積み込むための適当な大きさの投入口を有し、かつ、当該物品積載設備の水を走行中に散水することができるノズル等の装置を車体に有すること。 3 2の設備を作動させるための操作装置を運転者席等に有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
塵芥車	<p>塵芥を専用に運搬するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 塵芥を収納する物品積載設備を有し、かつ、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 2 1の物品積載設備には、収集した塵芥を積み込むための適当な大きさの投入口を有すること。 3 1の物品積載設備には、投入された塵芥を1の物品積載設備に送り込む装置等及び収納した塵芥を排出するための機構を有すること。 4 3の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・塵芥を収納する物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
糞尿車	<p>糞尿を回収して運搬するために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 密閉されたタンク状の物品積載設備、糞尿を吸引するためのポンプを有し、吸入・排出用のホースを備えること。 ただし、自ら便器を有し、かつ、糞尿を蓄積する密閉されたタンク状の物品積載設備を有する自動車にあつては、排出用の弁及びホースを有していればよい。 2 タンク状の物品積載設備に糞尿を吸引するための構造を有するものは、吸入ホースを接続できる構造であること。 3 1の吸引ポンプ（1のただし書きの自動車を除く。）を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
ボートトレーラ	<p>モーターボート等を専用に輸送することを目的としたトレーラであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 モーターボート等の積載物品の外形に応じた物品積載設備を有すること。 2 物品積載設備には、モーターボート等を確実に固定することができる金具等を有すること。 	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
オートバイ トレーラ	<p>オートバイを専用に輸送することを目的としたトレーラであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 オートバイの外形に応じた物品積載設備を有すること。 2 物品積載設備には、オートバイを確実に固定することができる金具等を有すること。 	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
スノーモービルトレーラ	<p>スノーモービルを専用に輸送することを目的としたトレーラであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スノーモービルの外形に応じた物品積載設備を有すること。 2 物品積載設備には、スノーモービルを確実に固定することができる金具等を有すること。 	